

「金融商品税制がわかればリテール営業が面白くなるコース」受講者各位

テキスト第1分冊 補正情報

◎テキスト第1分冊36ページ下から9～7行目

「このように、所得税と住民税について、異なる課税方式を選択する場合、住民税に係る納税通知書が送付されるときまでに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告を行う必要があります。」

との記述がありますが、

令和3年分の所得税の確定申告から、その年分の配当所得および株式等に係る譲渡所得等が、上場株式等の配当所得（大口株主が支払いを受ける上場株式の配当を除く）および源泉徴収選択口座での取引による譲渡所得等だけの場合に、当該配当所得について所得税は総合課税で確定申告し、個人住民税については支払いを受ける際に徴収された住民税で済ませる（申告不要とする）場合（総所得金額等や合計所得金額に含めない場合）には、原則として、所得税の確定申告の際に、住民税の手続きも併せてできるように手続きが簡素化されました（市区町村によっては、従来通り、住民税の申告書の提出が必要となる場合があります）。